

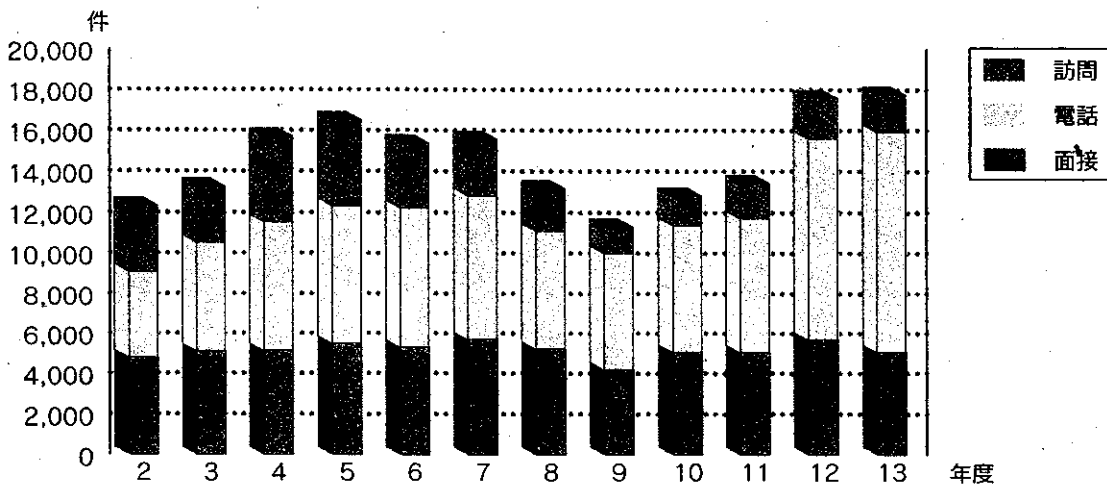
(4) 精神保健医療対策

- 近年における精神保健福祉は、精神医学の進歩や障害者を取り巻く環境の変化等に伴い、入院医療中心の体制から地域におけるケアを中心とする体制へと移行しつつあり、今後とも、適時・適切な医療及び保護対策と共に、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を基本とした総合的な施策を推進していく必要があります。

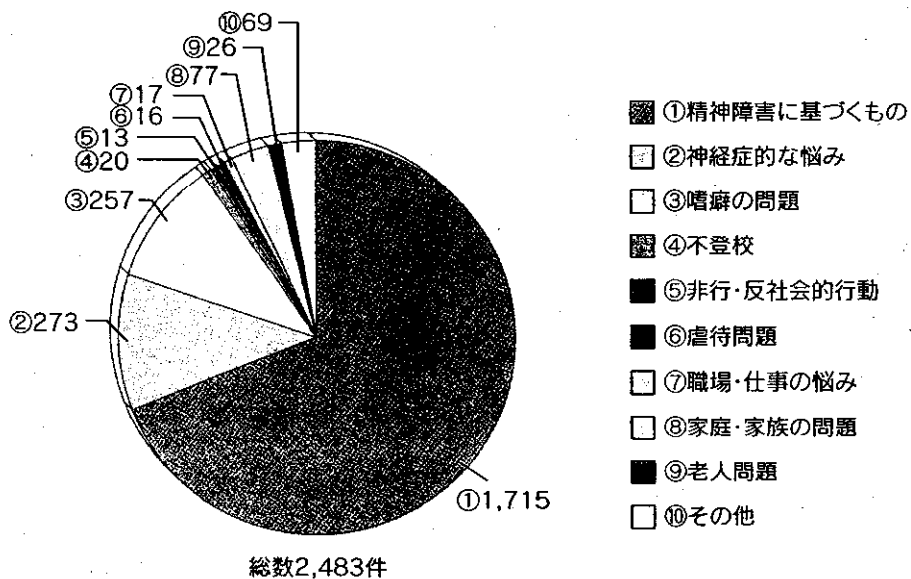
現状と課題

- 1 心の健康などについての相談件数は年々増加し、その内容も多様化しています。誰もが容易に相談や指導を受けられる体制の一層の充実を図る必要があります。

精神保健福祉相談指導実施状況

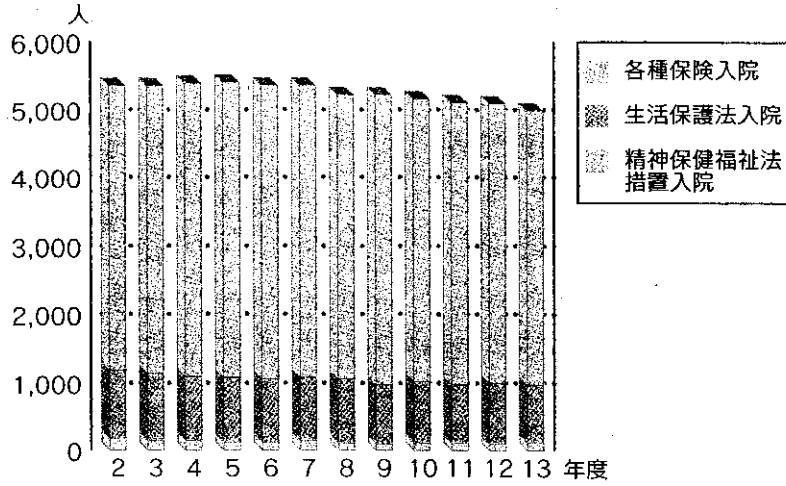


健康福祉センター援助活動対象者の主訴別分類 (H13)

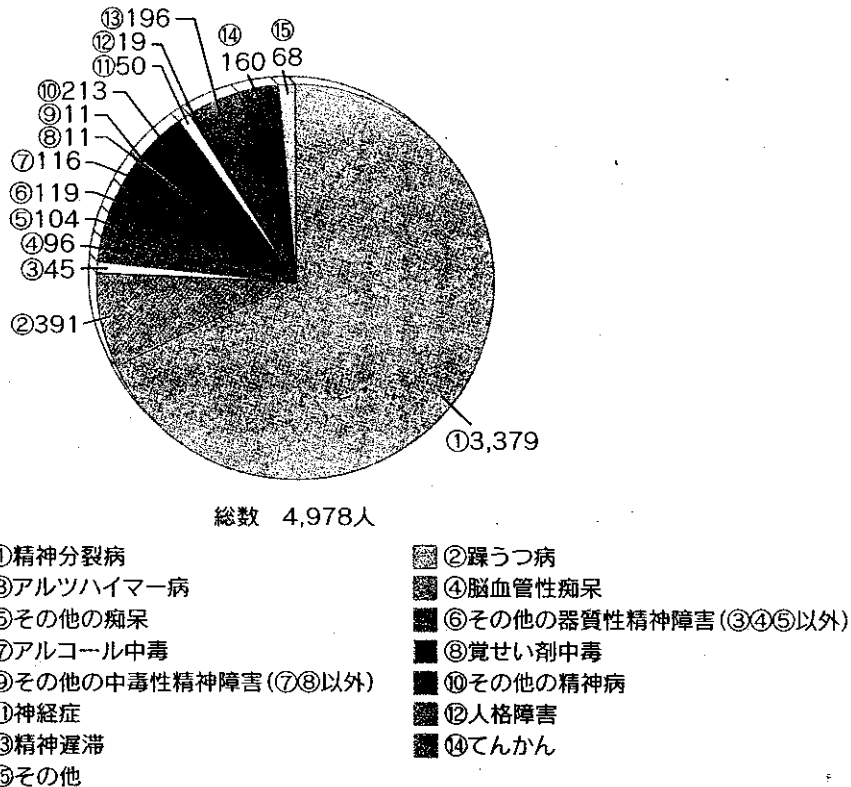


2 精神障害者が適時、適切な医療・保護を受けられるよう、環境整備を一層推進する必要があります。

入院患者数の状況（各年度末）

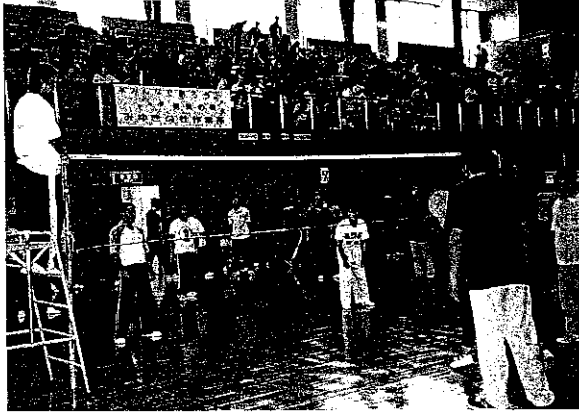


病類別入院患者数の状況（H13.12.31現在）



3 精神障害者の円滑な社会復帰や自立と社会経済活動への参加をさらに促進するため、各種訓練事業の実施や施設の整備を推進するとともに、いわゆる社会的入院の解消に向けた取組を推進する必要があります。

- 4 精神障害者の社会復帰等を阻害する誤解や偏見をなくすため、精神障害に関する正しい知識の普及・啓発活動を推進する必要があります。
- 5 精神障害者が地域で安心して生活し、活動できるよう、地域精神保健福祉活動の推進体制を充実する必要があります。



県精神衛生協会 スポーツ大会



県精神衛生協会 絵画・書道展

施策の展開方向

- 1 社会不適応事例や薬物依存等の多様な事例に的確に対応できる専門的かつ弾力的な支援体制の整備を推進します。
- 2 医療機関の質の向上や精神科救急医療体制の充実を図るなど、精神障害者の人権に配慮した適時、適切な医療及び保護対策の一層の推進に努めます。
- 3 入院医療中心の体制から地域でのケアを中心とした体制への移行を推進するため、精神障害者の社会復帰施策の充実を図るとともに、市町村等との連携の下に、よりきめの細かい在宅福祉サービス等の提供に努めます。

対 策

- 1 相談等に対する個別的な支援体制の強化・充実
 - (1) 精神保健福祉担当職員の専門性を高め、組織の強化を図ることによって、相談・指導業務体制を充実し、支援の拡大と支援内容の質的向上に努めます。
 - (2) 専門家等を含めたケアマネジメント体制を整備し、処遇困難事例や危機的事例に対する重点的、専門的な支援に努めます。
- 2 精神障害者の人権に配慮した適時、適切な医療及び保護の確保
 - (1) 精神医療審査会の機能の充実を図り、入院者の処遇改善や適切な医療の確保等に努めます。
 - (2) 精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等の緊急の精神科治療に対応した精神科救急医療体制の一層の充実を図ります。
 - (3) 医療費公費負担制度の普及及びその適正な運用に努め、精神障害者の経済的負担の軽減を図ることによって、適時、適切な医療の確保を推進します。

3 精神障害者の社会復帰事業の推進

- (1) 社会復帰施設等の整備を計画的に推進します。
- (2) 社会適応訓練事業等を推進し、精神障害者の社会的自立を促進します。
- (3) 当事者団体や支援団体の育成・支援に努めます。

4 精神障害や薬物依存、社会不適応事例等に対する理解の促進と予防対策の推進

- (1) 地域住民に対する理解促進のための啓発事業を推進します。
- (2) 教育や労働等の関係分野と連携した取組を推進します。

5 地域精神保健福祉に関する推進体制の整備

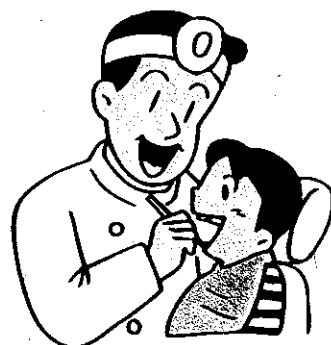
- (1) 精神保健福祉センターにおけるより困難な事例に対する相談、指導や調査研究、市町村等関係機関への教育・技術指導等の専門的な機能の強化を図ります。
- (2) 健康福祉センターを核とした関係機関等による広域の協働体制を構築し、精神保健福祉に関する地域ぐるみの取組を推進します。
- (3) 県立岡本台病院における精神科救急医療等の専門医療体制の充実を図り、地域精神医療の基幹的病院としての機能の強化に努めます。
- (4) 居宅生活支援事業や相談等の事業、ケアマネジメント事業等について市町村との連携を強化するとともに、これを支援します。
- (5) 精神保健福祉業務に携わるケアマネジメント従事者やホームヘルパー、ボランティア等の育成を図るとともに、その資質の向上に努めます。

(5) 歯科保健医療対策

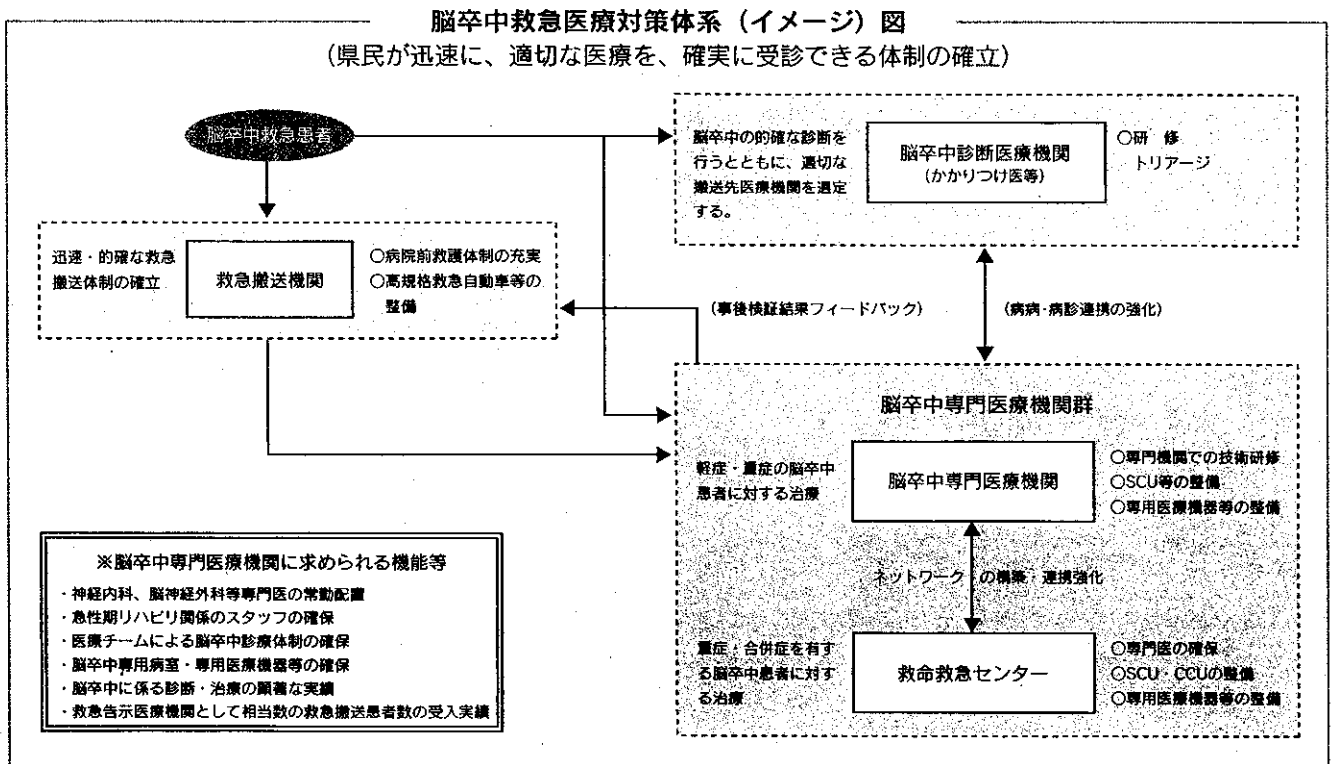
- 平成11年度の全国調査では80歳以上の方の1人平均現在歯数は8.2本という結果になっています。
- 歯を失う原因の約9割がむし歯と歯周炎で占められています。
- 歯の喪失は、食生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康に影響を与えることから、生涯にわたり歯と口腔の健康を保つことが必要です。

現状と課題

- 1 県民の約7割は歯について何らかの異常を持っています。
- 2 生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを味わうためには、子どもの時からむし歯と歯周疾患の予防に心がける必要があります。
- 3 在宅寝たきり老人や介護なしでは歯科診療所に通院できない福祉施設入所者に対する歯科保健医療サービスの確保を図る必要があります。
- 4 地域の実情に応じた適切なへき地歯科医療の確保を図る必要があります。



- 2 救命救急センターへの脳卒中専門医や心臓病専門医の配置を支援するとともに、専用医療機器や専用病室の整備を支援し、これらの疾病に係る診療機能の強化を図ります。
- 3 初期・第二次の救急医療施設に勤務する医師を対象とした脳卒中及び心臓病に関する研修会を開催し、これらの疾病に係る診断・治療技術の更なる向上を図ります。
- 4 脳卒中救急患者搬送マニュアルを策定し、迅速かつ的確な救急搬送体制の整備を図ります。
- 5 かかりつけ医やリハビリ施設等との連携の強化を図り、脳卒中救急患者の予後の向上と適時適切な医療の提供体制の構築を目指します。



⑤ 精神科救急医療体制の整備

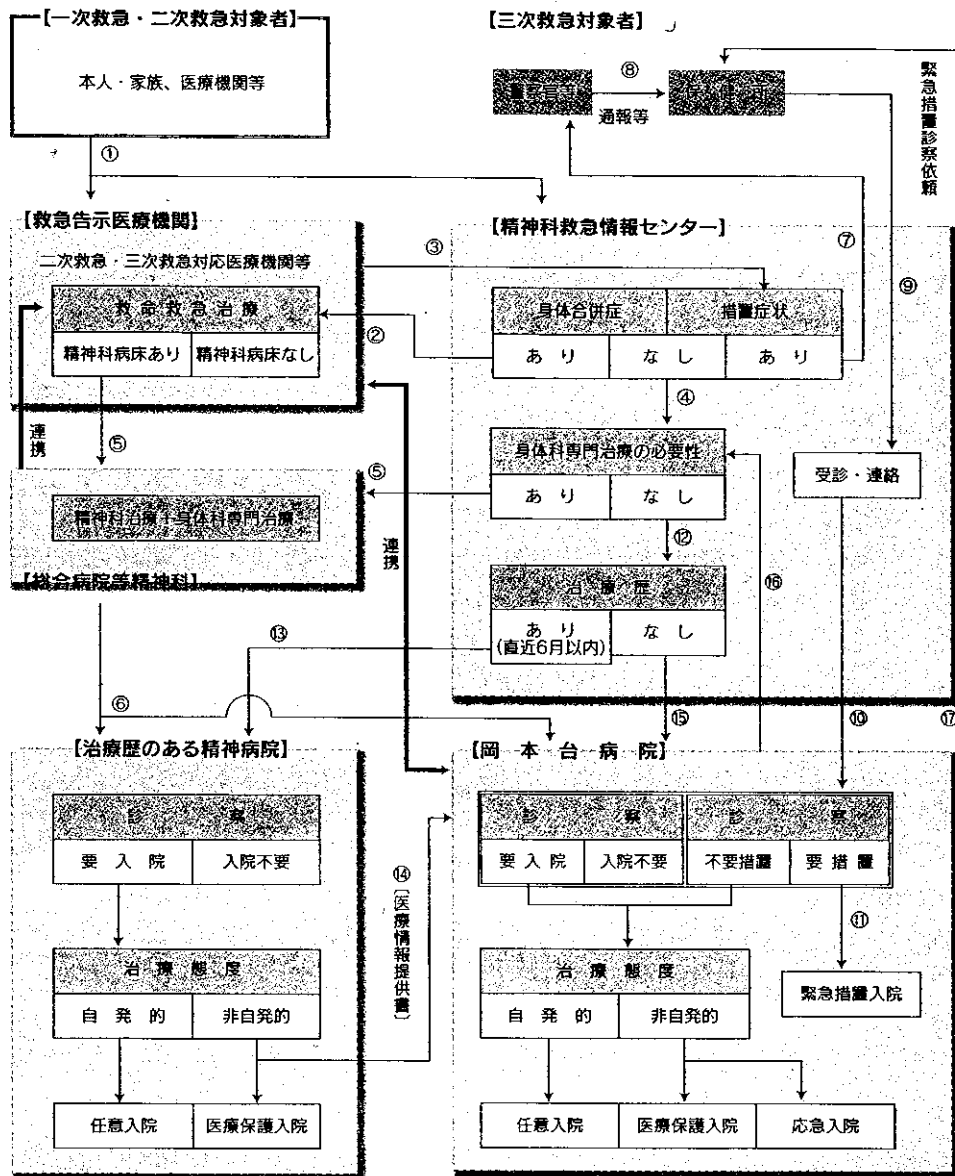
現状と課題

精神障害者の処遇が入院医療から地域ケアへと大きく推移しているなかであって、精神疾患の発症や精神症状の悪化等により、措置入院、医療保護入院、任意入院又は外来での対応など、緊急に精神科治療を必要とする人が急増しています。このため、これに対応した「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく適正かつ円滑な医療及び保護体制をさらに充実する必要があります。

施策の展開方向

緊急に精神科医療を必要とする人が、いつでも適正な医療及び保護を受けられるよう、関係機関相互の連携による体制を強化・充実します。

栃木県精神科救急医療フロー図【休日・夜間】



※ なお、平日・昼間については、三次救急について対応しており、通報等を受けた保健所が診察の可否を決定し、要診察となった者について指定医の診察を実施した後、措置入院の必要がある場合には岡本台病院が受け入れる。

対 策

- 1 医療機関や行政機関、警察、消防等の関係機関相互の連携を強化し、精神科救急医療体制の充実を図ります。
- 2 栃木県精神科救急医療システムにおいて、県立岡本台病院（基幹病院）と民間病院のそれぞれが担うべき役割をより明確にし、実効性のあるものにするとともに、同システムの中核的役割を担う救急情報センターの機能の充実を図ります。
- 3 救急患者の移送体制を充実し、医療機関への即時受け入れに努めます。
- 4 医療保護入院及び応急入院に関する移送体制の整備・充実を図ります。

1 保健・医療体制の充実

【将来イメージ】

- 健康を維持するため、健康診査を受けたり、町で催す健康教室に参加しながら、元気に暮らしています。時々保健師さんの訪問もあります。
- 病気の時は、近くの医療機関でいつでも診察や治療を受けることができ、必要な場合には紹介によって、専門の医療機関で治療が受けられます。
- 難病を持っていますが、24時間体制で必要に応じた専門的な医療の提供を受けられるので、安心して日常生活を送っています。

【施策の展開方向】

- 障害者の健康診査体制等の充実と健康維持のための保健活動の強化、専門医療の受診機会の促進等により障害者への医療体制を充実します。
- 医療リハビリテーション施設の充実や拠点施設の整備、さらにはスタッフの確保と資質向上を図り、医療リハビリテーションを充実します。
- 精神科救急医療システムや相談体制の充実により精神保健・医療体制の充実を図ります。
- 難病治療研究の充実や情報提供・相談支援を充実し、難病患者の居宅生活を支援します。

【施策の展開】

(1) 障害者への医療体制の充実

● 障害者の健康診査等体制の充実

県や市町村、歯科医師会等で行う巡回診査や在宅重度身体障害者訪問診査事業、心身障害児者歯科診療事業、福祉施設歯科巡回診療事業等を充実します。

● 健康維持のための保健活動の強化

障害を持っていても、健康を維持し、生き生きとした生活を送れるよう、生活習慣病予防等の保健活動を促進します。

● 専門医療受診機会の促進

障害の除去や軽減のための更生医療費の給付助成や、医療費負担の軽減を図る重度心身障害者医療費助成を行うとともに、病院や診療所間の連携を充実させ、かかりつけの医療機関から専門的医療機関へのスムーズな連携体制の推進を図ります。

また、障害に応じた治療や人間ドック等の専門的医療が受診しやすくなるよう障害の特性を踏まえた対応や施設整備に努めます。

● とちぎ子ども医療センターの整備

自治医科大学附属病院及び獨協医科大学病院小児科の高度医療の充実強化を図るとともに、今後、医療需要の増加が見込まれる発達障害や精神・心理などの分野に対応できる機能を整備します。

(2) 医療リハビリテーションの充実

● 医療リハビリテーション施設の充実

障害程度の軽減のために、急性期におけるリハビリテーションの普及に努めます。

また、急性期・回復期のリハビリテーションを行う医療機関の充実にも努めるとともに

に、中核機関としての「とちぎリハビリテーションセンター」の回復期リハビリテーション病棟の充実を図り、とちぎリハビリテーションセンターと連携した県北及び県南地域におけるリハビリテーション拠点施設の整備を促進します。

さらに、多様なニーズに応えられるよう、リハビリテーション専門職種間の連携と組織化を図るとともに、地域のリハビリテーション実施医療機関間の連携協力体制の整備を促進します。



回復期リハビリテーション

● 医療リハビリテーションスタッフの確保・充実

身近な地域で必要な時に適切な医療リハビリテーションが受けられるよう、リハビリテーション拠点施設による研修を充実し、医療リハビリテーションスタッフの資質向上を図るとともに、多様なリハビリテーションのニーズに合わせた医療スタッフの適正配置を促進します。

● 精神科リハビリテーションの充実

精神障害者の社会復帰が円滑に行われるように、精神科デイ・ケア施設の整備を促進します。

(3) 精神保健・医療体制の充実

● 精神科救急医療システムの充実

精神科救急医療システムの円滑な運営を確保することにより、24時間体制の精神障害者に対する早期医療の充実を図ります。

● 相談体制の充実

県健康福祉センター及び精神保健福祉センターにおける相談体制の充実を図ります。

また、精神科救急情報センターの機能強化を図り、精神障害者への相談体制の充実を図ります。

(4) 難病患者支援体制の充実

● 難病の治療研究事業の充実

特定疾患に関する医療の確立、普及と医療費の負担軽減を図るため、特定疾患治療研究事業や小児慢性特定疾患治療研究事業の充実を図ります。

● 情報提供・相談支援の充実

県健康福祉センターや患者団体での相談会の実施、並びに訪問指導や電話による相談等、患者・家族への情報提供・相談支援の充実を図ります。

● 難病患者等の居宅生活支援の充実

医療機関の連携による難病医療体制の整備や市町村の難病患者居宅生活支援事業への助成等、在宅の難病患者の療養支援を充実します。